

さいたま市規則第97号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第5章 [略] 第6章 補則（第98条—<u>第102条</u>） 附則</p> <p>（規制基準） 第22条 条例第37条第1項に規定する規制基準は、次の各号に掲げる設置者等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 粉じんに係る指定施設（以下この章及び別表第4において「<u>指定粉じん発生施設</u>」という。）を設置している者 別表第4 (4)～(10) [略]</p> <p>（立入検査の身分証明書） 第99条 条例第121条第2項の身分を示す証明書は、<u>環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）</u>で規定する別記様式とする。</p>	<p>目次 第1章～第5章 [略] 第6章 補則（第98条—<u>第103条</u>） 附則</p> <p>（規制基準） 第22条 条例第37条第1項に規定する規制基準は、次の各号に掲げる設置者等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 粉じんに係る指定施設（以下この章、<u>第103条</u>及び別表第4において「<u>指定粉じん発生施設</u>」という。）を設置している者 別表第4 (4)～(10) [略]</p> <p>（立入検査の身分証明書） 第99条 条例第121条第2項の身分を示す証明書は、<u>身分証明書（様式第52号）</u>とする。</p> <p>（<u>受理書</u>） <u>第103条</u> 市長は、<u>条例第40条（指定粉じん発生施設に係る届出を除く。）</u>、<u>第41条第2項若しくは第3項、第42条第1項から第3項まで（指定粉じん発生施設に係る届出を除く。）</u>、<u>第89条又は第91条第1項の規定による届出を受理したときは、受理書（様式第53号）を当該届出をした者に交付するものとする。</u></p>

様式第 5 2 号及び第 5 3 号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付されたこの規則による改正前のさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第 9 9 条の規定による身分証明書は、当該身分証明書の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後のさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第 9 9 条に規定する身分を示す証明書とみなす。